

農業ひろさき

2024年6月1日 (第220号)
(令和6年6月1日)



編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104

弘前市ホームページ
農業情報はこちらから

農業委員会合同研修会開催



合同研修会の様子

市農業委員会（成田繁則会長）は、4月24日、市内のホテルで、農業委員と農地利用最適化推進委員会合同による研修会を開催しました。

青森県産業技術センターりんご研

究所の赤平知也病害虫管理部長による「温暖化に伴うりんご病害虫の発生動向」と題した講演では、今年のりんごの生育状況や昭和20年代からの主な病害虫の発生推移に触れたのち、温暖化の影響で病害が北上している炭疽病や輪紋病などの発生要因や防除方法の説明がありました。

また、近年被害を発生させている昆虫類やハダニ類の防除方法について、特にモモシクイガは、高温になるとふ化までの期間が短くなることや、今後有機リン剤以外の防除剤の使用頻度が増え、ローテーション散布が困難になるとし、薬剤散布によらないコンフューザーR設置の有効性や園地での設置方法などについて説明を受け、委員も詳細について質問するなど、関心の高さがうかがえました。

ひろさきスタートアップの塾第1回講座開催

市が主催する「ひろさきスタートアップの塾」の第1回講座が4月27日にりんご公園で行われました。

「ひろさきスタートアップの塾」は、りんご産業の担い手を確保するため、就農希望者や就農して間もない農業者が、就農前に理解すべき基礎的な知識・技術の習得や、就農直後の経営安定化を図ることを目的として、今年度、全11回の講座の開催を予定しており、31名が受講しています。

第1回講座は、開講式やオリエンテーションから始まり、りんご栽培の年間スケジュールの座学研修や、園地での結実確保、摘花の実技研修を行いました。

当日は天候に恵まれ、受講生は、講師のつがる弘前農業協同組合職員の話に熱心に耳を傾け、りんご栽培に関する知識や技術を学んでいました。



園地での実技研修の様子

農作業中の熱中症対策について

農作業中の熱中症により、全国で毎年約30名の方が死亡しています。

猛暑日が続く真夏だけではなく、暑さに慣れていない初夏における高温日、梅雨明けで暑さが本格化する時期などにもリスクが高まりますので、以下のポイントに気を付けて熱中症を予防しましょう。

【熱中症予防のポイント】

- 暑さを避ける
→高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業
- こまめな休憩と水分補給
→喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給
- 単独作業は避ける
→複数名で作業を行う、時間を決めて連絡を取り合う
- 熱中症対策アイテムの活用
→帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用

【熱中症が疑われる場合には】

- 手足のしびれ・めまい・吐き気・頭痛、汗をかかない、まっすぐ歩けないなどの症状がある場合、すぐに作業を中止しましょう。
- 熱中症の可能性を感じた場合、涼しい場所に避難し、衣服を緩めて、首筋や脇の下・足の付け根を冷やす応急処置をしましょう。
- 応急処置で症状が改善しない場合、躊躇することなく医療機関での診察を受けましょう。

「放任園ゼロ宣言」



市長あいさつの様子

5月1日に櫻田市長が、弘前市りんご共同防除連絡協議会主催のふらん病撲滅・発生率ゼロを目指して実施されるりんごメー

デーの開会式に出席しました。

櫻田市長は、激励のことばの中で、モモシクイガをはじめとする病害虫の発生を抑えるためには、コンシューマーRの普及促進などとともに、放任園を解消することが重要であるため、市では、これから3か年で、重点的かつ強力な放任園解消対策事業を進めることによって、「放任園ゼロ」を目指すことを宣言しました。



J A職員らによる園地調査の様子

持続可能な農業経営確立事業

市では、農業者団体、認定農業者及び認定新規就農者が行う農業経営の改善・発展に向けた事業を支援します。

◆補助対象者

- (1) 農業者団体：5戸以上の農業者等（市内に住所を有する農業者及び市内に本店又は主たる事務所を有し農業を営む法人）で組織された団体
- (2) 認定農業者及び認定新規就農者（市内に住所等を有するもの）

◆補助対象事業

- (1) 研修会の開催または参加
※農業者団体が実施する場合のみ対象です。
- (2) 経営の高度化（簿記等営農支援ソフトの導入、土壌診断の実施など）
- (3) 求人情報の発信（求人情報サイト等への登録、移住・就農イベントへの出展など）

◆補助対象経費

謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料、手数料など

◆補助金額

補助対象経費の2分の1以内※（上限10万円）
※補助対象事業（1）において、農業者団体を構成する者のうち、研修会参加者の過半が市の検診などを受診する場合は、3分の2以内

■問い合わせ先 農政課担い手育成係（市役所前川本館3階）
☎40-0767

令和6年度弘前市ヘルスアップル推進事業費補助金〈お知らせ〉

りんご生産者の健康の保持と増進を図るための取組、りんご生果等（りんごジュース、乾燥りんごを含む）を機能性表示食品とするための取組に係る経費の一部を補助します。

◆補助対象事業

- ①りんご生産者健康啓発事業
 - ・健康講座の開催
 - ・健康測定器具及び健康器具を用いた活動（体力の向上、健康状態の改善等が期待されるもの）
- ②りんご機能性評価分析等事業
 - ・りんご生果等に対する機能性評価分析
 - ・消費者庁へ提出する機能性表示食品届出書類の作成



◆補助対象者

①りんご生産者健康啓発事業
農業法人、農業協同組合、農産物流通事業者、農業者団体（※）

※市内に住所を有するりんご生産者等が3者以上含まれる団体であって、地域りんご産業の維持及び発展に向けた活動を行うもの

②りんご機能性評価分析等事業
農業法人、農業協同組合、農産物流通事業者

◆補助金の額

補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額、または以下の事業区分に応じた上限額のいずれか少ない額以内の額。

- ①りんご生産者健康啓発事業 上限額 50万円
- ②りんご機能性評価分析等事業 上限額 100万円

※取組内容によっては補助事業の対象外となる場合があります。補助対象経費など詳細な要件や募集期間については、お問い合わせください。

■問い合わせ先 りんご課企画推進係（市役所前川本館3階）
☎40-0482

関係者による保全・管理に努めましょう

狩猟免許取得費用等の一部助成について

有害鳥獣による農作物の被害抑制のため、猟友会に入会して有害鳥獣捕獲業務に従事できる方に対して、狩猟免許の新規取得費用等を助成しています。

◆助成対象者(弘前市民のみ対象、以下の事項を確約できる方)

- ①中弘または大鰐の猟友会に5年以上所属すること
- ②有害鳥獣捕獲に協力すること
- ③5年以上狩猟免許(銃猟免許またはわな免許)を保持すること
- ④先輩捕獲従事者の指導を受け、有害鳥獣捕獲技術の向上を目指すこと
- ⑤関係法令を遵守して活動すること

◆助成対象経費

- (1) 狩猟免許試験予備講習会受講料
- (2) 狩猟免許試験手数料(上限10,400円)
- (3) 猟銃等取扱講習会受講料
- (4) 教習射撃資格認定申請手数料
- (5) 火薬類譲受許可申請手数料
- (6) 射撃講習受講料(上限29,500円)
- (7) 銃所持許可申請手数料
- (8) 狩猟者登録手数料



◆申請方法

以下をご用意のうえ、農村整備課までお越しください。

〔狩猟免許状、銃所持許可証(銃猟免許を取得した方)、狩猟者登録証、助成対象経費の領収書等(原本)〕

■問い合わせ先 農村整備課鳥獣対策係(市役所前川本館3階) ☎40-4155

令和4年8月大雨災害 営農継続緊急対策事業費補助金

市では、令和4年8月の大雨により被災した農地で耕作する生産者等へ農地の取得支援を行っています。

◆対象者 市内に住所を有する農業者、農業法人、農業者等で組織する団体(市が交付する農産物等被害証明書を取得した者に限る。)

◆対象経費 岩木川・平川流域以外の農地の購入費(令和6年産又は令和7年産の農産物等に係る収入保険や果樹共済等への加入等が要件)

◆補助率及び交付額 対象経費の20%(上限12.5万円/10a)

※取得する土地の場所や面積等の要件もありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階) ☎40-7105

りんご園防風網張替事業

市では、気象災害からの恒常的な防護策として、収入保険または果樹共済加入者を対象に防風網の張り替えに要する経費に対し補助します。

◆対象者

- ・収入保険または果樹共済加入者であること(令和6年産)
- ・市税などの滞納がないこと(過去5年間)

◆補助対象経費 防風網の張替経費

◆補助率(額) 1/3(上限18万円)

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階) ☎40-7105



農振除外申出7月31日締切

農地転用、その前に・・・

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、『農用地区域』として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地(倉庫、資材置き場など)といった耕作以外の目的で使用する場合は、市が設定している区域から除外するなどの手続きが必要となります。

7月31日を過ぎますと、次回分は、10月31日が締切となる予定です。また、農振除外の手続きは、申出締切から約6ヶ月以上の期間を要しますので、早期の事業着工を予定している方はあらかじめご留意ください。

なお、受付・相談は、農用地の所在する各地区の担当課窓口で行っています。

■問い合わせ先

【弘前地区】農政課農地支援係(市役所前川本館3階)

☎40-0656

【岩木地区】総務課農林係(岩木庁舎1階)

☎82-1621

【相馬地区】総務課農林係(相馬庁舎1階)

☎84-2111



農薬は適正に使用しましょう!

毎年6月から8月は、「青森県農薬危害防止運動」の実施期間です。農薬は正しく使うとともに、適切に管理しましょう。

- ①農薬の使用前には必ずラベルを確認し、使用後は忘れずに記録しましょう。
- ②風の強い日は使用を控えるなど、農薬が周囲に飛散しないよう注意しましょう。また、住宅地や学校の周辺で散布する場合は、事前に散布日時を知らせましょう。
- ③水田では、農薬が河川に流出するのを防ぎましょう。
- ④農薬散布時は必ずマスクをして、健康被害を防ぎましょう。
- ⑤散布器具は十分に洗浄し、使用前には点検を行いましょう。
- ⑥農薬は施錠して保管し、余った農薬や空き容器は適切に処分しましょう。

■問い合わせ先

中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室

☎33-4821



農業用水路の機能を保つため、

未経験者「初心者向け」りんご研修会 大歓迎! (袋掛け編)

りんご生産の未経験者や初心者を対象に、「袋掛け」の基礎的な技術研修会を開催します。

- ◆日 時 ①6月15日(土)午後1時30分～午後3時
②6月19日(水)午後1時30分～午後3時
 - ◆集合場所 弘前市りんご公園(清水富田字寺沢)
りんごの家2階研修室
 - ◆内 容 りんごに袋を掛ける研修(作業DVDの視聴、実技研修)
※①、②ともに内容は同じです。
 - ◆定 員 ①、②それぞれ30名
 - ◆対 象 者 アルバイト、副業等を検討している初心者の方や、福祉事業所の関係者など、りんご作業に興味のある方
 - ◆講 師 青森県りんご協会職員、市内JA職員
 - ◆参加費 無料
 - ◆持 ち 物 飲み物、汗拭きタオル、作業用手袋、雨合羽(雨天時)
 - ◆申込方法 開催日の2日前までに農政課までお申し込みください。(参加希望日、氏名、電話番号、りんご作業経験の有無をお知らせください)
- ※希望する方には託児サービスもあります。事前申込が必要です。ご利用の場合は、開催日の1週間前までにお申し込みください。
- 問い合わせ先 農政課地域経営係(市役所前川本館3階)
☎40-7102 FAX32-3432
Eメール nousei@city.hirosaki.lg.jp

農業者年金を受給している皆さんへ

● 現況届の提出を忘れずに

農業者年金を受給している方は、毎年6月中に「現況届」を提出することになっています。この「現況届」は5月末までに農業者年金基金から郵送されますので、住所、氏名、生年月日などを記入のうえ、下記に記載のいずれかの窓口へ提出してください。

※未提出の場合、年金の支給が停止となることがありますのでご注意ください。

◆現況届の提出先

- 農業委員会事務局(市役所前川本館3階)
- 農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階)
- 農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階)

■問い合わせ先 農業委員会総務係 ☎40-7104



「稲わらふりーでん」に稲わらを提供しませんか?

市では、わら焼き公害の防止と稲わらの有効利用を図るため、家畜農家や家庭菜園用として利用する方に、「稲わら」を無料提供する「稲わらふりーでん」を毎年10月に実施しています。

今年も、不要となる「稲わら」を、無料で提供しても良いという方を募集します。

なお、提供者には、目印のためののぼりをお貸しします。詳しくは、お問い合わせください。

◆募集期間 6月1日～8月31日

■問い合わせ先 農政課農産係(市役所前川本館3階)
☎40-0504



自動車税種別割の納付はお早めに

県では、6月上旬に自動車税種別割の納税通知書をお送りしています。

今年度の自動車税種別割の納期限は7月1日(月)です。お早めに、お近くのコンビニエンスストア、金融機関又は県税部などで納めてください。

◆納める人

県内に主たる定置場がある自動車の4月1日現在における自動車登録上の所有者(割賦販売などで自動車販売店が所有権を留保している場合は、自動車の使用者)

◆主な納付場所

全国の主なコンビニエンスストア・MMK設置店、銀行・信用金庫・信用組合・農協等の本支店及び郵便局
このほか、クレジットカードや電子マネー等による納付が可能です。

※1 納期限を超過したときは、コンビニエンスストアで取扱いできない場合がありますのでご注意ください。

※2 口座振替の申し込みをされた方は、納期限の日が振替日となります。

※3 クレジットカードや電子マネー、インターネットバンキングによる納付については、納税通知書に同封されているチラシや県ホームページをご覧ください。この場合、インターネット接続が可能なパソコンやスマートフォン、タブレットが必要となります。

なお、クレジットカード納付の場合は、収納金額に応じた手数料をご負担いただきます。(インターネットバンキングの場合、金融機関によっては所定の手数料をご負担いただく可能性があります。)

■問い合わせ先

自動車税種別割についての詳しい内容やご不明な点、納税通知書が届かない場合などは、中南地域県民局県税部納税管理課までお問い合わせください。(代表) ☎32-1131 内線231(直通) ☎32-4341